公益信託区制50周年記念生野ふれ愛基金第十九期決算公告

一、事業概要
　生野区内の児童、老人、身体障害者等を対象とした社会福祉施設及び社会活動を行う七団体・グループに対し、合計五十八万七千円を給付した。
二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在
資産合計　四八、七二一、四三〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　四八、七二一、四三〇円
　平成二十七年八月十七日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託区制50周年記念生野ふれ愛基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託西梅田まちづくり基金第十五期決算公告

一、事業概要
　都市環境の整備・保全に関する実践活動を行う団体に対し助成金五千四百万円を給付した。
二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在
資産合計　八五五、九〇三、一五九円
負債合計　〇円
正味信託財産　八五五、九〇三、一五九円
　平成二十七年八月十七日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託西梅田まちづくり基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　石狩・後志地方での交通遺児等計十名に対し、総額五十一万円の育英資金を給付した。
二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在
資産合計　一九、一九六、三四九円
負債合計　〇円
正味信託財産　一九、一九六、三四九円
　平成二十七年八月十七日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託石狩・後志交通遺児育英基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金第二十三期決算公告

一、事業概要
　茨城県内における障害者に関する福祉活動を行う施設（社会福祉法人二件）に総額五十万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在
資産合計　一〇三、八三〇、〇七〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇三、八三〇、〇七〇円
　平成二十七年八月十七日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託椎名廣司記念上尾市地場産業振興開発基金第二十八期決算公告

一、事業概要
　上尾市内における地場産業に従事する者で、新製品の研究開発に従事する者（三団体）、海外研修等に参加する者（個人三名）に総額六十万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在
資産合計　四、三六八、七三〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　四、三六八、七三〇円
　平成二十七年八月十七日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託椎名廣司記念上尾市地場産業振興開発基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託片山和夫社会福祉奨学基金第二十三期決算公告

一、事業概要
　奨学生一七名に対し合計四百八万円の奨学金を給付した。
二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在
資産合計　三三、〇七五、一七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　三三、〇七五、一七四円
　平成二十七年八月十七日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託片山和夫社会福祉奨学基金
　受託者　株式会社りそな銀行

配当公告

　神戸市東灘区向洋町東二丁目七番地の一〇
　破産者　藤本鉄工株式会社
　右の者に対する神戸地方裁判所平成二十四年（フ）第一〇四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に参加することができる債権の総額
　金五九七、五一三、六〇五円
一、配当することのできる金額
　金三七一、三七三、〇四五円
　平成二十七年八月十七日
　神戸市中央区西町三五番地　三井神戸ビル二階　新神戸法律事務所
　破産管財人　笹野　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍秋田県大仙市大曲上大町一二番、最後の住所秋田県大仙市大曲上大町一二番一五号
　被相続人　亡　進藤　榮子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年八月十七日
　秋田県大仙市大曲須和町二丁目三番二一―五号
　相続財産管理人　弁護士　佐々木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍秋田県由利本荘市東梵天四九番地九、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　伊藤　和子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年八月十七日
　秋田県由利本荘市御門二六五番地一工藤司法書士事務所
　相続財産管理人　司法書士　工藤　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍栃木県小山市大字塚崎一四九五番地一、最後の住所栃木県小山市大字塚崎一四九五番地
　被相続人　亡　本田　忠宣
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年八月十七日
　事務所栃木県小山市大字喜沢一四五〇―一
　相続財産管理人　弁護士　石島　力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲一三一番地、最後の住所埼玉県上尾市大字上野五六七番地
　被相続人　亡　大塚　清
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年八月十七日
　東京都千代田区内神田三丁目一四番八号
　ニシザワビル六階
　相続財産管理人　弁護士　石川　禮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍富山県南砺市広安二〇五番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　西能　孜
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年八月十七日
　富山県高岡市中川本町一番一二号
　相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍石川県金沢市本町一丁目四六三番地、最後の住所石川県金沢市千木一丁目三六番地
　被相続人　亡　山村　幸子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年八月十七日
　石川県河北郡津幡町字清水ニ三一三番地一
　相続財産管理人　松永　美里